



市民意見公募制度

【寄せられたご意見をご紹介します】

「山陽小野田市空き家等の適正管理に関する条例（案）」にお寄せいただいたご意見と、それに対する市の考え方（対応）をご紹介します。

なお、条例案の全文は市ホームページからご覧ください。

【問い合わせ先】生活安全課（☎ 82-1133）

◆空き家等の適正管理に関する条例 とは

近年、増え続ける空き家が、市民生活に重大な影響を与える存在となっている事態に鑑み、空き家等の所有者および市の責務並びに市民の役割を明らかにするとともに、空き家対策を総合的に推進し、もって生活環境の保全と安全で安心なまちづくりを推進するために制定するものです。

山陽小野田市空き家等の 適正管理に関する条例（案）	【 担 当 課 】	生活安全課 ☎ 82-1133
	○ 公 募 期 間	6月15日～7月13日
	○意見の件数	10件
お寄せいただいた意見	市の考え方（対応）	
<p>定義（第2条第1号・第2号）について、「常時」と「無人」の判断基準があいまいであり、紛争となる恐れがある。「空き家」と「管理不全」の基準が明確でない状況での執行権の付与は紛争を招く恐れがある。</p>	<p>建物は、そこに居住するものがおらず、日常の管理が行われなくなった時点から、空き家になると考えていますが、所有者等がその旨を表明しない限り、周囲からは空き家であることは分かりません。よって、外観の状態や生活実態の痕跡などの状況証拠および周辺住民の証言などの傍証を積み重ねることにより、常時無人であると推定できる建物を空き家と判定する方針です。空き家と判定する要素の例には次のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外観からして廃屋風である（人の住んでいる気配がない、建物の周囲が草木に覆われている等） ・郵便受けに多数の郵便物やチラシが溜まっている ・電気メーターが動いていない ・カーテンや表札等が見当たらない ・窓ガラスが割れたままである ・玄関が施錠されていない ・周辺住民の「空き家である」という証言がある 等 <p>なお、管理不全な状態については、第2条第2号に例示しているとおりです。所有者等に対して指導等を実施する際は、必要に応じて法律専門家の助言をいただきながら慎重に対応し、紛争を生じないよう努めたいと考えています。</p>	